

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	魏 星
論文題目	漢唐間における冠服制度の展開		
（論文内容の要旨） 本論文は、漢代（前2世紀）から唐代前半（8世紀）に至る時期の冠服制度について、特に儀礼や祭祀など公的な場所で着用されるものに焦点を絞って、その歴史的展開を考察したものである。 緒論で説明されるように、冠服とは、狭義には「冠帽と衣服」をいうが、本論文で取り扱うのは、冠帽につけられる冠飾や衣服に附随する佩玉・印と綬・鞶囊（革製の袋）・佩剣なども含まれる。漢唐間の冠服に関わる資料は、出土資料・図像資料・文献資料の三種に大別されるが、本論文は文献資料を主たる研究材料とし、冠服の着用規定を中心に、検討結果に基づく申請者の見解を提示するものである。 本論文の研究主題に関する重要な先行研究としては、小林聡・阿部幸信・閻歩克・孫機らによる論考がある。とりわけ小林により提示された論点は、本論文の出発点となっている。第1章が晋の冠服着用と官品との関係について、小林の所説に対する議論を中心としているのはこのためである。小林の所説は、①『宋書』礼志に記される冠服の基本規定は西晋・泰始年間（3世紀半ば）の制度である、②一部の冠服品目は官品を基準として着用される、の2点に集約される。これらの指摘は、3世紀以降の冠服制度の展開とそれともなう官品の機能変化を考える上で重要なものである。但し、小林の指摘と矛盾する事例が史料中に散見されることから、本論文では冠服着用と官品の関係について詳細に再検討を加え、各種冠服と官品のあいだには必ずしも厳密な対応関係が認められないことを明らかにした。ならば、冠服着用の基準となっていたものは何だったのか。 第2章はその課題について詳細に検討を加えたもので、本論文の核心と言うべき部分である。申請者はまず『宋書』礼志・『隋書』礼儀志の記述を中心に詳細な分析を加え、次いで進賢冠・佩玉・貂蟬（冠につける飾り）・印と綬が何を基準として着用されるのかを明らかにした。その結果、進賢冠・佩玉については、前漢時代においては秩石（本来は官吏の俸禄等級。転じて官職の階級を示す指標となった）、後漢以降は爵位が基準となっていたこと、貂蟬については皇帝との政治的距離（親近さの度合い）を示すものとして機能していたこと、印・綬は官府内での上下関係（長官と属官）が一つの基準となっていたこと等の結論を、具体的事例とともに提示した。魏晋南北朝時代は、漢代までの秩石制が官品制へと切り替わっていく時期であるが、こと上記の冠服制度に限って言えば、必ずしもその潮流には従っていなかったことが明らかとなったのである。 では、北朝から隋唐時代についてはどうだったのか。第3章では北魏から唐初に至る時期（5～7世紀）を対象として、官職・爵位を有する者の冠服着用基準と官品との関係に			

についての検討がなされる。北魏では建国当初以来品秩（官品）制が導入され、冠服もそれを基準としたと見られるが、その後の展開は不明である。6世紀半ばに成立した北齊の河清令に定められた冠服制度は、官品を冠服の着用基準とする傾向が魏晉南朝よりも強かった。隋の開皇令で些かそれは弱まったが、大業令ではふたたび強化され、唐初の制度に継承された。

続く**第4章**では、唐代前期の服色政策、すなわち、公的な場で着用される衣服の色彩により身分秩序を可視化しようとする王朝の試みが明らかにされる。服色に関する詔勅は、唐初より法令にまとめられていたが、そこには服色によって可視的身分秩序を構築しようとする意図が容易に看取される。そして、本来の官品よりも上位の服色の着用を官僚に許すことが、ある種の恩典として実施された。

上記の本篇4章で述べられた冠服制度はもっぱら官僚を対象とするものであったが、**附章**では、唐代前期の皇帝の冠服について、令の規定・礼典の規定と使用実態との関係に着目した検討がなされている。令の規定と礼典の規定は必ずしも一致していなかったが、両者の編纂が繰り返される中で、ある程度のすり合わせが試みられた形跡はある。ただ、冠服の使用実態が令や礼典の規定を逸脱していた場合も珍しくなかった。現実の変化に規定内容が十分に追従せず、8世紀前半には両者の乖離は顕著となるに至ったのである。

結論では、論文全体の内容が概括されるとともに、漢唐間の冠服制度の展開について、秩序構築の観点からの概観がなされ、全体の締めくくりとなっている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、漢代から唐代前半、すなわち前2世紀から8世紀前半にかけての中国における冠服制度の展開について、歴史資料を丹念に整理した上で詳細な検討を加えた実証的研究である。

本論文は、漢代から唐代前半まで、およそ一千年間にわたる長いタイムスパンをとって、中国の冠服制度——特に公的な場面で皇帝・官僚らが着用する服飾——について、詳細な比較研究を行った点で独創的であると言い得る。

この分野には、小林聡・阿部幸信・閻歩克・孫機らによる先行研究の重厚な蓄積がある。本論文では、先行研究でなされた研究方向を、①冠服の形態に関するもの、②冠服制度に関するもの、③冠服と経学（儒教文献）との関係に関するもの、④身分標識としての冠服に関するもの、の4つに整理した上で、②について詳細な検討を加え、④を主たる論題とする旨が述べられる。

朝廷のような公的な場所における所定の服飾は、外見によって身分秩序を明示させる指標——申請者はこれを「可視的身分標識」と呼称する——としてきわめて重要である。この問題に取り組むに先立ち、申請者はまず基礎資料となる『宋書』礼志と『隋書』礼儀志（のうち梁・陳両朝の規定）に見える冠服規定がいつの時代のものかを考察し、前者が西晋時代に定められたもの、後者が主に梁令・陳令に基づくものであることを明らかにした。考察の基礎となる史料の性質を確定した上で議論を進める態度は、考証学の根本であり、それを忠実に実行した申請者の態度は高く評価できる。

さて、冠服を可視的身分標識としたのは、前漢時代に「進賢冠」とよばれる冠につけられる梁（冠上部の芯）の本数で官僚の貴賤を区別したのが嚆矢とされる。申請者は、前漢では秩石（本来は官吏の俸禄等級。転じて官職の階級を示す指標となった）が基準となったが、後漢以降南朝に至る時期においては爵位が基準であったことを、史料を緻密に分析することにより解明した。但し、これ以外の冠服の着用基準は必ずしも同じではなく、佩玉は爵位が基準であったが、貂蟬（冠に付ける装飾）は皇帝との親密さ、印・綬は官府内の上下関係が基準となっていたことも示される。これほどまでに詳細な検討は先行研究ではなされておらず、本論文の貴重な成果であると言える。

北朝から隋・唐代前期に至る時期における冠服着用の基準については、従来の研究では等閑視されており、本論文の独創的な成果である。研究が手薄であった理由は、史料の少なさにあると思われるが、申請者は伝世文献を丹念に読み直し、関連史料を収集して比較検討を試みた。その結果、北魏については不明な点が多いとしながらも、北齊では官品が冠服着用の基準として重視され、多少のゆらぎはあるもののその傾向はおおむね隋・唐代前期にまで継承されることを明らかにした。

さらに本論文は、唐代前期の服色政策に着目し、官服の色彩を法令で定めることにより、唐朝が可視的身分秩序の構築を目論んでいたことを、具体的事例を示して明らかにした。従来の研究は服飾使用の実例や使用基準等に関するものが中心であり、その意味で、これも本論文の独創的な成果であると言える。

但し、本論文には将来的に解決すべき課題も残されている。たとえば、本論文が学術史上いかなる位置を占めるのかが必ずしも十分に語られていない点である。本論文で得られた結論が中国制度史上いかなる意味を有するのか、申請者には何らかの見通しがあるに違いないので、今後の研究において大局的な見通しが示されることを望みたい。多くの独創的な知見を提示した本論文がこうした課題に積極的に取り組むことにより、この研究分野に大きな貢献を果たすことが期待される。

以上の理由から、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、令和8年1月16日に、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降